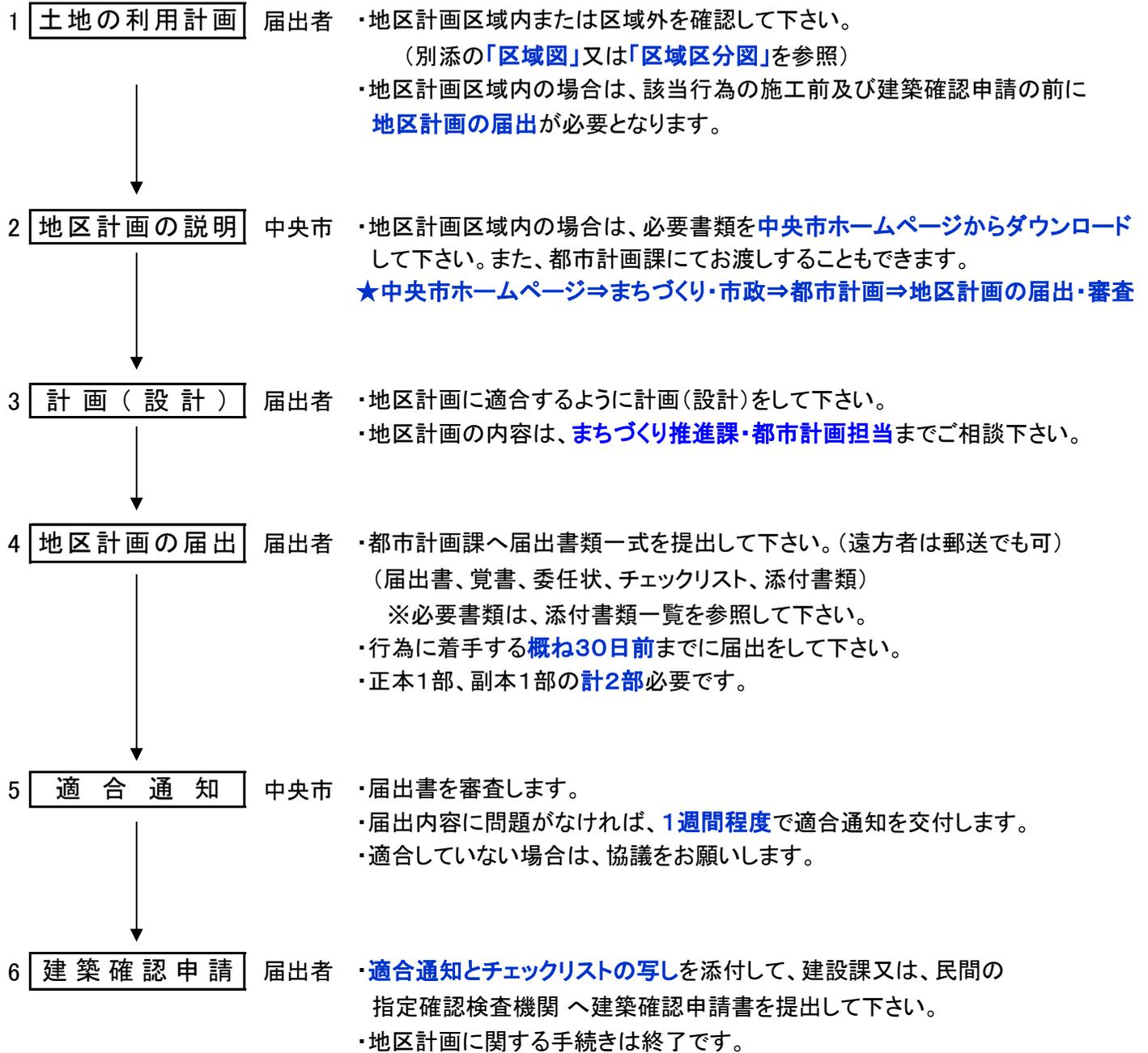


中央市 地区計画 手続きの流れ



※ ・上記の1～6で、地区計画の手続きは終了します。

・本届出に対する中間検査及び完成検査等はいりませんので、届出のとおり施工して下さい。

・本届出は、都市計画法第58条の2第1項の規定により実施します。

・家屋の増改築やフェンス・カーポート等の建築、又は、外壁の塗替え・屋根の葺替え等、及び、建築物の用途・形態・意匠の変更(利用状況等)を行う場合は **新たに地区計画の手続きが必要**となります。

・建築確認申請手続中に修正等があった場合は、**地区計画の修正も必要**となります。

提出・問い合わせ

中央市 都市計画課 都市整備担当

TEL 055(274)8552

mail: lg-machi@city.chuo.yamanashi.jp

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301